

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 4.10発行〈通巻第520号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



新型コロナウイルス労災請求1万件 休業補償停止事案について厚労省に要請	2
はつり作業と建設アスベスト訴訟	8
死ぬまで元気です vol.35 右田孝雄	10
ブックレビュー ルポ東尋坊	12
韓国からのニュース	13
前線から	16
造船所での倒壊事故／愛媛 建設関連労働者の石綿健康被害、中皮腫で労災認定／大阪	

新型コロナウイルス労災請求 1 万件 休業補償停止事案について厚労省に要請

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が世界的に猛威を振るい始めて 1 年以上が経過した。COVID-19 による労災は 2020 年 5 月に初の支給決定が行われて以来、請求件数、決定件数ともに急増、4 月 23 日現在は請求件数 10,218 件、決定件数 5,544 件となっている (次ページ表)。

厚生労働省は、2020 年 4 月 28 日に「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱について」(基補発 0428 第 1 号)の通知を各都道府県労働局へ出し、労災補償の対象疾病を定める労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 6 号「最近、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病」の 1「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」又は 5「1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他の細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することに明らかな疾病」の運用について、具体的に示した。

国内においては、ア. 医療従事者は業務外の感染が明らかな場合以外は労災の対象とすること、イ. 医療従事者以外では、感染経路が特定されたものを対象とすること、ウ. それ以外は、医療従事者以外で感染経路が特定されない場合でも感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下で

の業務に従事していた労働者が感染したときに、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを個々に適切に判断することとし、複数の感染者が確認された労働環境下での業務と顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務をあげている。

海外出張者の場合は、出張国が多数の本感染症の発生国で、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合、個々の事案に即して判断するとしている。

労災認定状況の話に戻るが、表の通り、4 月 23 日時点で請求件数は 1 万件を超え 10,218 件、決定件数 5,544 件、うち支給件数は 5,340 件となっている。単純に考えると決定件数と支給件数の差の 200 件ほどが不支給となっていると思われる。以前に厚労省に不支給事案の理由について訊ねたことがあるが、その時点ではほとんどが調査の結果、病名がコロナウイルス感染症と確定されなかったためであったようだ。その後も件数は増加しているが、それ以外の不支給理由があるのかは確認できていない。

業種別にみるとやはり、医療従事者が圧倒的に多い。それ以外では、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業など、人と接触すると思われる業種が多く、その次に製造業、建設業などの順である。

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和3年4月23日 18時現在

業 種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	7,991 (9)	4,388 (5)	4,234 (5)
医療業	5,656 (4)	3,230 (3)	3,094 (3)
社会保険・社会福祉・介護事業	2,233 (5)	1,101 (2)	1,083 (2)
サービス業（他に分類されないもの）	67 (0)	29 (0)	29 (0)
教育、学習支援業	33 (0)	26 (0)	26 (0)
複合サービス事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
製造業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
2. 医療従事者等以外	2,214 (25)	1,144 (17)	1,094 (16)
農業、林業	5 (0)	4 (0)	3 (0)
建設業	143 (4)	85 (4)	82 (4)
製造業	158 (2)	68 (1)	68 (1)
情報通信業	23 (0)	11 (0)	11 (0)
運輸業、郵便業	292 (5)	131 (3)	127 (3)
卸売業、小売業	156 (0)	84 (0)	81 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	42 (0)	28 (0)	27 (0)
金融業、保険業	7 (1)	5 (1)	4 (1)
不動産業、物品賃貸業	53 (2)	17 (2)	17 (2)
宿泊業、飲食サービス業	158 (0)	69 (0)	66 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	40 (0)	26 (0)	26 (0)
教育、学習支援業	38 (0)	22 (0)	21 (0)
医療業	356 (0)	205 (0)	173 (0)
社会保険・社会福祉・介護事業	491 (4)	272 (1)	272 (1)
複合サービス事業	8 (0)	4 (0)	4 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	244 (7)	113 (5)	112 (4)
3. 海外出張者	13 (2)	12 (1)	12 (1)
製造業	5 (0)	5 (0)	5 (0)
卸売業、小売業	2 (1)	2 (1)	2 (1)
学術研究、専門・技術サービス業	3 (1)	2 (0)	2 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	2 (0)	2 (0)	2 (0)
計	10,218 (36)	5,544 (23)	5,340 (22)

※ 1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。

※ 2 業種は「日本標準産業分類」(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)によっています。

※ 3 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。

※ 4 ()内は遺族請求(死亡)に係る件数で、内数です。

※ 5 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

新型コロナウイルス感染症に関する認定請求件数、認定件数について

令和3年3月24日現在

職 種	請求件数	認定件数		調査中
		公務上	公務外	
医師・歯科医師	27	15	0	12
看護師	227	175	0	52
保健師・助産師	1	1	0	0
その他の医療技術者	19	12	0	7
保育士・寄宿舎指導員等	3	1	0	2
土木技師・農林水産技師・建築技師	3	3	0	0
義務教育学校以外の教員	1	1	0	0
警察官	103	71	0	32
消防吏員	12	5	0	7
清掃職員	13	11	0	2
その他の職員	24	17	0	7
計	433	312	0	121

(注1) 集計時点は基金本部が支部からの報告を受けた時点のものです。

(注2) 職種は常勤地方公務員災害補償統計上の職種によっています。

(注3) 本表の内容は、請求事案の進捗を踏まえ、変更することがあります。

(注4) 上記の集計以外に災害（新型コロナウイルス感染症）が発生したとは考えられない、感染者との濃厚接触に関する事案の請求が1件あります。

(注5) 請求件数には請求者が請求を取り下げたものについては含みません。

新型コロナウイルス感染症についての都道府県別労災請求・決定状況

都道府県	累積感染者数	労災請求	決定件数	支給	不支給	集約時期
	2021/3/4					
	現在↓					
全国計	436,801	8504	4514	4322	192	2021/4/2
北海道	19,276	205	184	174	10	2020/12/8
青森県	818	0	0	0	0	2020/11/20
岩手県	554	1	0	0	0	2020/11/19
宮城県	3,702	0	0	0	0	2020/11/18
秋田県	269	0	0	0	0	2020/11/20
山形県	543					非公表
福島県	2,041	3	2	2	0	2020/10/31
東京都	112,624	530	404	404	0	2020/11/30
神奈川県	45,312	107	53	42	11	2020/10/31
埼玉県	29,729	110	66	66	0	2020/10/31
千葉県	26,880	92	28	28	0	2020/11/18
茨城県	5,897	11	7	7	0	2020/11/17
栃木県	4,131	3	2	2	0	2020/11/30
群馬県	4,566	22	22	22	0	2021/1/8
山梨県	941	1	0	0	0	2020/11/19
新潟県	1,095	3	2	2	0	2020/11/20
長野県	2,364	2	1?	1	0?	2020/12/1
富山県	907	19	14	14	0	2020/11/20
石川県	1,873	23	10	10	0	2020/11/27
福井県	545					非公表
愛知県	26,051	77	22	22	0	2020/11/12
岐阜県	4,649	11	11	6	5	2020/11/19
静岡県	5,199	11	0	0	0	2020/11/20
三重県	2,549					非公表
大阪府	47,439	420	119	118	1	2020/12/21
兵庫県	18,094	93	50	50	0	2020/12/18
京都府	9,079	40	13	0	0	2020/11/20
滋賀県	2,524	54	8	8	0	2020/11/30
奈良県	3,410	8	1	1	0	2020/11/20
和歌山県	1,166					非公表
島根県	284	1	0	0	0	2020/11/24
鳥取県	210					非公表
岡山県	2,506	1	0	0	0	2020/11/17
広島県	5,038	31	23	23	0	2020/11/30
山口県	1,385	12	6	6	0	2020/11/30
徳島県	457	5	1	1	0	2020/11/24
香川県	753	5	3	3	0	2020/11/26
愛媛県	1,065	5	5	5	0	2020/11/24
高知県	896					非公表
福岡県	18,170	135	95	95	0	2020/11/18
佐賀県	1,072	6	1	1	0	2020/11/24
長崎県	1,612	0	0	0	0	2020/11/24
熊本県	3,450	20	16?	18	0?	2020/12/1
大分県	1,296	14	0	0	0	2020/11/24
宮崎県	1,949	7	5	5	0	2020/11/24
鹿児島県	1,762	7	4	4	0	2020/11/24
沖縄県	8,267	47	3?	11	0?	2020/11/30

* 累計感染者数は「新型コロナウイルス感染症のまとめ」(YahooJapan)から引用

また地方公務災害基金の公表している公務災害件数は、3月24日の時点で、請求件数433件、公務上が312件、調査中が121件で公務外は0件と、今のところ公務外と判断された事案はない（4ページ表）。業種別では看護師が圧倒的に多く、次に警察官、それから医師で、看護師の10分の1くらいの数となっている。意外に思ったのは義務教育以外の教員の請求が1人のみであったことで、京都市立のある高等学校でも教員2名の感染があったと聞いていたので、その教員は公務上の感染ではなかったのだろうかという疑問に思う。

厚生労働省は、COVID-19に係る労災認定事例21例をホームページで公表している。

前述の通知（基補発0428第1号）に示された事項に沿って、例示したものになっている。

事例1～5は、医療従事者で業務外での感染が明らかな場合を除いて、原則労災の対象とした事例。例えば、感染経路が特定されなくても、日々多数の感染が疑われる患者を診療していた医師、複数の感染が疑われる利用者の介護業務に従事した介護職員、多数の感染が疑われる患者に対するリハビリテーション業務に従事した理学療法士など。

6～10は感染経路が特定された事例で、店内でクラスターが発生した飲食店店員、児童の感染が確認された児童クラブの職員、感染が確認された同僚と車に同乗した建設作業員などだ。

11～13は、医療従事者以外で感染経

路が特定されない場合の対象事例で、複数の感染者が確認された労働環境下での業務。発症前14日間に同じ事務室で他にも感染者が勤務していたことが確認され、私生活での感染リスクが非常に低い状況にあった営業職従事者など。

14～21は、同じく医療従事者以外で感染経路が特定されない場合の対象事例で、顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務で、日々数十組の接客を行い、私生活では感染リスクが低い状況だった飲食店員、日々数十人の海外や県外からの乗客を輸送・接客するタクシー運転手、日々不特定多数のトラック運転手等と近距離で会話を行う等感染リスクが相対的に高く、私生活で感染リスクが低い状況にあった港湾荷役作業員があげられた。

少なくとも、感染経路が特定されなかったとしても、直ちに不支給とはせず相対的に感染リスクが高く、私生活での感染リスクが低い状況下であれば認定されるということだろう。少し気になるのは、私生活での感染リスクが低いことも条件に入っているようで、私生活であるので自己申告しなければ詳細は分からない話ではあるが、些細な私的外出などから感染の可能性を指摘されるようなことなく、速やかに認定されるべきであろう。

都道府県別の労災認定状況は、全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）によると5ページ表のようになっている。全国の合計と件数があわないのは、各県で集約された日が異なるためである。大阪は東京の次に多く、請求420件、決

定件数 119 件、支給件数 118 件、不支給 1 件となっている。不支給の 1 件は、傷病が COVID-19 と判断されなかったためということだった。請求件数に対して決定件数が追いついていない状況であるが、不支給は少なくてよかった。北海道、神奈川では 10 件ほど不支給となっていることに気がつく。都道府県ごとに病名診断に差が出るのだろうか、気になるところである。

休業補償停止事案

これだけ請求件数も認定件数も増加したので、労災認定上の課題もいくつか見えてきた。

労災請求すれば 9 割以上が業務上決定を受けているので、不支給の相談が寄せられたことはまだないが、COVID-19 の症状は多岐にわたり、症状が長引いたり、重い後遺症が残る場合、適切な労災補償を受けられるのか気になるところだ。そんな中、名古屋労災職業病研究会（労職研）が支援する被災者で以下のような事例があった。

愛知県内の有料老人ホームで働いていた 70 代の介護労働者は、2020 年 7 月中旬、COVID-19 に感染し入院した。ICU での治療を経て 8 月上旬に退院したが、関節痛や倦怠感、微熱、手のしびれ、頭皮のかゆみ、湿疹、胸痛、息苦しさなどが継続し、通院を続けていた。9 月に労災認定されたが 11 月半ば以降の休業補償が停止された。しかし、呼吸器内科での受診が続いているにもかかわらず、年が明け 2 月になっても支給されなかった。10 月と 11

月に気分が落ち込むことがあったので心療内科を受診しており、そのことが原因と考えて、労職研は、管轄の名古屋北労働基準監督署に心療内科の医療費だけを保留にして休業補償の継続支給を求める要望書を提出した。それに対する回答は、「精神障害での受診について調査しているから、調査が終われば支払うべき部分は支払う」ということだった。厚労省は急性期の症状が収まれば、労災を打ち切る方針ではないかと懸念し、衆議院議員の阿部知子氏の事務所を通して照会をかけたところ、「精神障害に係る調査を行っているところで、呼吸器内科での受診内容に精神障害等の呼吸器以外の療養も含まれているため、呼吸器科の主治医が証明する傷病名と治療内容との関係や休業の必要性についても調査を必要とする」ということだった。

被災者が今も患う、頭皮のかゆみや湿疹、胸痛、息苦しさや関節痛、倦怠感、微熱、手のしびれは COVID-19 の症状の継続であり、感染前にはなかった症状だった。

この事例から、COVID-19 労災の早期の症状固定の判断と労災補償の打ち切りが行われる事を危惧し、全国安全センターは 2021 年 4 月 1 日、「新型コロナウイルス感染症に罹る労災補償における休業補償支給停止問題に関する緊急要請」を厚労省に提出し、交渉を行った。しかし、厚労省の回答としては、COVID-19 の症状についてはまだ研究中で、療養状況に変化があれば、支給を止めて調査するなど、残念ながら一般論に終始した。

はつり作業と建設アスベスト訴訟

じん肺訴訟はこれまではつりじん肺訴訟やトンネルじん肺訴訟を通じて、現場の元請であるゼネコンを相手に訴訟を提起されてきた。一方、建設アスベスト訴訟は、建設労働者のうち、アスベスト関連疾患（石綿肺、中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）に罹患した被災労働者が原告となっているが、彼らが戦っている相手は国と建材メーカーである。

現在、4件の訴訟が今月の最高裁判所における判断を待っているところであるが、元はつり工のみなさんにも十分関連すると思われるので、これからの展開をぜひ注目していただきたい。

じん肺の種類

じん肺は、「業務災害及び通勤災害 認定の理論と実際」という著書によると11種類が挙げられており、はつり工がコンクリートをコンクリートブレイカーやチッパー、コンクリートカッターなどで破碎して発生するものはケイ酸粉じんと呼ばれるもので、「肺間質及びリンパ腺に移行し、粉じんの沈着部位に網内系細胞の浸潤が起こり粉じんを摂取する。その後この細胞は次第に変性壊死に陥り、はじめは細い網状線維が形成され、次第に太い膠原線維に移

行してけい肺結節が形成される」と書かれている。一方、石綿肺については、「珪肺とその発生機序は異なり、細気管支炎の発生が主要な変化である」とか、「細小気管支の閉塞による小無気肺を加味した肺胞内の粉じん巣形成が起こり、線維化は珪肺より弱い」「エックス線写真像では胸膜変化も認められる」と、けい肺とは明らかに異なるもののようである。

しかし、解体作業においてアスベスト含有建材をはつったり、壊したりしたことはなかっただろうか。あるいは、Pタイルをスーパーケレンではがすような作業が、改造工事や営繕工事であったはずである。ケイ酸粉じんに限らず、アスベスト粉じんにもばく露してきたと考えると、その病態についても複合的な病像を見せるかもしれない。事実、主治医に尋ねても「どちらかという石綿肺」であったり、「けい肺としての特徴が強い」などの判断になることもあり、所轄労働基準監督署にある復命書にも石綿肺であるかけい肺であるか、明記されているものはかえって少ないように思われる。

はつり作業の性質

屋外作業従事者については、いくつかの

訴訟において高等裁判所の段階で国と建材メーカーの責任が認められなかった。しかし、はつり作業は解体や杭切りのような屋外作業もあれば、工場やビル、地下街の営繕工事もある。また、新築工事でも現場に入場し、他の職人が建材を加工している傍で作業することがあることを考えれば、一概に屋外作業ばかりとは言えない。どのはつり業者でも定期的に入場するプラントやビル、学校などあることから、そのような現場のアスベスト含有建材を破碎する作業した際にアスベスト粉じんにはばく露したと言える。さらに、作業の際に粉じんが外部に出ないように、目張りなどで通風がない環境をわざわざ作り、大量の粉じんにはばく露していることも考えると、他の職種以上にリスクが高かったに違いない。

はつり作業に対する国の責任

はつり作業に対するマスク着用義務付けについては、国が定めた第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年～29年度)で、はつり作業にかかる粉じん障害防止対策の推進がうたわれ、屋外での作業を含め、有効な呼吸用保護具の着用が求められるようになった(大阪労働局では第7次粉じん障害防止対策(平成20年～24年度)においてすでに明文化されている)。これまでの高等裁判所の判決によると、国の責任が認められる期間は、始点が昭和50年頃であるが、終点は平成7年や平成16年となっている。

これは、昭和の終わりから平成の中頃ま

でに仕事をしてアスベスト粉じんにはばく露し、その結果アスベスト肺に罹患した方に対して責任を取らなくてはならない、という意味で、この期間がひろく認められる方が対象となる被災労働者も増えることになる。

はつり作業に対する建材メーカーの責任

建材メーカーの責任は、アスベストの人体に対する危険性を警告するために、製品に「この製品にはアスベストが含まれているので危険」などの表示をするなどしてこなかった、という点にある。はつり工が梱包された状態の建材を触ることも加工することもないと思われるので、製品に警告表示がないということについて争うことは困難であろう。むしろ、現場に散在するアスベスト含有建材を適切に扱ってこなかったことや、現場で作業をする労働者の粉じんばく露を防ぐという処置を取らなかった元請事業者の責任が問われるべきである。



死ぬまで元気です

Vol.35 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私は相変わらず元気ですよ。4月から非営利活動法人（以下 NPO 法人）中皮腫サポートキャラバン隊として生まれ変わり、私の肩書も共同代表から理事長に変わりました。こんな肩書をいただき、私も身が引き締まる思いというより恐縮しているというのが正直なところです。そして、他の理事や役付の方々も理事会や各委員会など積極的に参加され、活動が活性化してきたようにも思えます。

新生 NPO 法人中皮腫サポートキャラバン隊はコンセプトを「中皮腫患者と家族が希望を持って安心して生活できることを目指して」として、中皮腫患者への新薬や新たな治療法の開発、患者と家族の QOL の向上を目指して活動していきます。そのために3つのミッションを課しています。

- ①中皮腫の治療法の確立
- ②ピアサポートネットワークの構築の推進
- ③石綿健康被害救済法の改正

この3つのミッションをクリアすることがキャラバン隊の最初の使命とも言えます。

中皮腫の治療法の確立については、希少がん故の中皮腫の現在の標準治療は、化学療法ではファーストラインにシスプラチン

+アリムタ、セカンドラインにオプジーボとなっています。しかもそれは胸膜中皮腫に限っての標準治療で、胸膜以外の中皮腫は胸膜に準じた治療となっています。一刻も早い新しい新薬や治療法の開発を望み、そのためのアクションを起こしていきます。

ピアサポートネットワークの構築の推進については、本来なら全国の患者さんの元へ行って、寄り添い励まし合うのですが、昨年からのコロナ禍により全て中止となってしまい、今年も全国へ出ていけない状況です。しかし、キャラバン隊はそのような状況でも、ZOOM を利用した「中皮腫 ZOOM サロン」を毎週水曜日の午後で開催し、患者さんやご家族と励まし合っています。今後も引き続き、「中皮腫 ZOOM サロン」で患者さんやご家族に寄り添い励まし合っていきます。毎週水曜日が定例化していましたが、水曜日だとサロンに出られないという声も上がっているので、今後は月1～2回程度土曜日にも開催したいと考えています。最も、早くコロナ禍が終息してまた全国へ出かけていきたいと思えます。

石綿健康被害救済法の改正については、石綿健康被害救済給付金を療養手当として

月額 103,870 円の方を見直し、患者が安心して生活ができる手当の支給、そして経済的な救済だけでなく、命の救済を求め、新薬や新しい治療法の開発に石綿健康被害救済基金の一部を使えるようにするために、石綿健康被害救済法の改正を求めています。そのためにも、関係各所に

働きかけていきます。

皆さま、新生NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊は皆さまの理解と協力の元、これらのミッションを遂行してまいりますので、どうかご支援の程よろしくお願い致します。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

◆ブックレビュー◆

ルポ東尋坊―生活保護で自殺をとめる 下地 毅 著

何年もの月日を費やし、現場で当事者に寄り添い、新聞記者という立場を踏み越えて、自らも支援を行った著者の渾身のドキュメント

近年、日本では毎年 10 万人を超える自殺者が報告されている。原因は色々あるが、非常に深刻な状況である。そんな中この本を読む機会が訪れた。

数年前、東尋坊で自殺者を助けるドキュメンタリー番組を見た記憶があり、少し興味を持ったのも事実である。テレビで流れた時の主人公は「月光仮面」と言う設定では無かったが、番組の中では自殺を思いとどまらずことと、知人に頼んで仕事を斡旋する場面があったように思う。私が読んでいるうちに興味というか関心を持ったのは、東尋坊で声を掛けられ助けられた人たちが、東尋坊に来るまでの本人の家族・上司・友人関係や仕事に関する過去の経歴等にトラブルがあること、そしてそれぞれ人生に生きる気力を失っていること。また、助けられた人はシェルターや寺で暮らしはじめ、東尋坊で週 2 回行われる救助のためのパトロールに参加し、今度は助ける側にまわっていることである。作者は各々助けられた人たちの個別の問題に焦点を当て、個人の葛藤や様々な人生経験を記載している。

シェルターや寺に仮住まいを与えられ雨風はしのげるが、働かなければ食べるのに困る。月光仮面も年金生活者である為、援助するにも限界である。しかし、精神的にも体力的にも働ける様な状況には無い。月光仮面は役所に本人と同行し生活保護の申請を行うようにするのだが、これがまた役所の職員が一筋縄ではいかない。



申請する本人も働かずして支援を受けるものだから負い目があり、職員はその点を追求し、申請すらさせないように持って行く。例えば親・兄弟の援助を受けるだとか、何かと難癖をつけて申請書すら渡さないあり様である。これが現実の生活保護の実態であり、その原則から逸脱していることが垣間見え、問題である。例えば、大都市圏の様に失業者があふれ、生活保護者が多い自治体なら職員の対応もわからなくもないが、福井県と言えば大都市と比べ人口密度も低いし、生活保護を申請する案件も少ないように思われるが、本来あるべき姿の生活保護が違う形で差別を生んでいる点、著書は自殺志願者それぞれの人生経歴と生活してきた生き様を描き、生活保護の矛盾を指摘している。(事務局:林繁行) 緑風出版/四六判上製/328頁/2400円

韓国からの ニュース

■ポスコ労働者の特発性肺線維症、初めて産災認定

勤労福祉公団がポスコ・浦項製鉄所の労働者、Jさんの特発性肺線維症を産業災害と認定した。昨年12月のポスコ職業性がん集団産災申請に対する最初の産災判定で、公団は二ヶ月目に、別途の疫学調査なく、推定の原則によって産災と認定した。ポスコ・浦項製鉄所で、肺線維症で業務上疾病が認められた初めての事例でもある。

公団・浦項支社は2月18日にJさんの特発性肺線維症を業務上疾病と判定した。Jさんは1980年にポスコ・浦項製鉄所に入社し、29年間コークス工場で働いた。溶鉱炉に入れる原料のコークスは、石炭をオープン形の構造で永く焼いて、揮発性物質と非揮発性物質に分離する過程を経る。Jさんはコークスがオープンから出ると、冷ました後にベルトコンベヤーに載せる作業をした。Jさんの咳が激しくなったのは退社した2012年。急性気管支炎と診断され、2019年にソウル牙山病院で線維症を伴う肺疾患の診断を受けた。石炭の粉じんに含まれた結晶型硝子ケイ酸とコークスオープンの排出物質(COE)は、すべて1級発がん物質に分類される。

公団は「27年間、コークス工場で石炭とコークスを扱い、石炭粉じん・ヒューム・石綿などに長期間ばく露したと判断される」として「現在の作業環境測定の結果でも石炭粉じんが相当程度測定され、過去の作業環境と保護具の着用慣行を類推した時、Jさんの作

業環境が肺線維症に相当部分寄与したと判断される」とした。大邱業務上疾病判定委員会 は出席委員の一致した意見で、Jさんの肺線維症を業務上疾病と判断した。2021年3月2日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■「ビニールハウス宿舍・重大災害発生」／移住労働者は事業場変更が可能に

雇用労働部など関係部署は2日「外国人勤労者勤労条件改善法案」を発表した。寒波が押し寄せた昨年12月、抱川市のある農場のビニールハウスの宿舍で、肝硬変で亡くなって発見されたカンボジア出身のソッケンさん(31)の死亡後に、移住労働者の劣悪な宿舍問題が提起されるとすぐに、政府が用意した対策だ。昨年の政府の調査によれば、農・漁業分野の移住労働者の70%が、コンテナ、組立式パネル、ビニールハウスなど、仮設建築物に居住していることが明らかになった。

移住労働者の事業場変更理由が拡大される。現行法上、最初に雇用許可を受けた事業場で働き続けることが原則で、使用者の勤労契約解約や契約満了時に、合計5年の就職活動期間の間に、5回まで事業場変更ができる。しかし、事実上使用者の許可がなければ事業場を変更できず、これによる人権侵害の問題が提起されてきた。

政府は今月末までに関連告示を改正して、事業場変更回数に制限をされない「移住労働者責任でない理由」を拡大する計画だ。これには不法仮設建築物を宿舍として提供されたり、農閑期・禁漁期に勧告退社された場合が新しく含まれる。使用者の産業安全保健法違反で3ヶ月以上休業が必要な負傷・疾病が発生したり、事業場で重大災害が発生した時、使用者が移住労働者専用保険(出国満期保険、賃金未払い保証保険)と、社会保険に加

入しなかった時も、事業場変更理由に含まれる。職場の同僚、事業主の配偶者や直系尊属・卑属から性暴行被害を受けた時も、使用者が加害者である場合と同じように、緊急事業場変更理由に入る。2021年3月2日 京郷新聞 チョン・テヨン記者

■医療スタッフ、COVID-19感染時無審議で産災認定

看護師、医師など医療スタッフが業務によってCOVID-19に罹れば、審議なしで産業災害と認定される。勤労福祉公団はこのような内容の「業務上疾病判定委員会運営規定」の改正案を今月1日から施行した。改正された内容を見ると、保健医療の従事者や集団収容施設の従事者が、COVID-19のような感染性の疾病に罹ると、業務上疾病判定委員会の審議なしで疾病が認められる。アセモ・火傷・凍瘡・凍傷、屋外作業で発生したツツガムシ症と腎症候群出血熱、日射病・熱射病・低体温症も委員会の審議除外疾病に新しく含まれた。

規定の改正は、最近業務上疾病に対する疾病申請が急増して、処理が遅れているのに合わせて行われた。2017年に8715件だった判定委の判定事件は、昨年には1万4422件に65%も増加した。これに伴い、判定委の審議にかかる期間も、2017年の22.3日から昨年の35.3日と長くなった。2021年3月3日 京郷新聞 チョン・テヨン記者

■トイレがなかったり遠かったり、女性労働者は渴きに堪える

女性労働者の10人中4人は、勤務中のトイレの使用が難しく、水分摂取を制限しているという調査結果が出た。膀胱炎などの関連疾患に苦しめられる者もいた。

民主労総の女性委員会と韓国労働安全保健研究所は「女性労働者の職場内トイレ利用実態と健康影響研究討論会」を行い、昨年、女性労働者889人を対象にした質問と深層インタビューの結果を発表した。

業務を行う場所から1～2分以内の距離にトイレがあるかを尋ねた質問に、回答者711人中93人(13.08%)が「ない」と答えた。トイレに入って1～2分使えるかについても、回答者718人中96人(13.37%)が「できない」と答えた。

職場に女性労働者が少数であるため、トイレ、更衣室が作られないケースが多かった。勤務時間などが労働者の休憩時間を保障する形で設計されていないため、細切れの時間を利用してトイレに行かなければならないケースもあった。勤務中のトイレの利用が難しいため、水分の摂取を制限したことがあるかという問いに、回答者864人中、317人(36.68%)が「ある」と答えた。一部の回答者は「トイレ」という言葉を聞くと「不安感と自尊心の低下」を感じると言った。

最近1年間にトイレの利用に関連して発生した症状(複数応答)を尋ねた質問には、口の乾きを訴えた者が411人で最も多く、続いて残尿感395人、立ち眩みと目眩382人、筋肉の痙攣と筋肉低下329人、排尿痛313人だった。膣炎と生殖器周辺の炎症の診断を受けた者が174人、膀胱炎が160人いたが、病気休暇を使ったのはそれぞれ12人と17人に過ぎなかった。2021年3月4日 京郷新聞 コ・ヒジン記者

■働いて1年、同じ日に亡くなった二人のクパン労働者

オンライン流通業者のクパンで、配送業務を担当する「クパン・マン」を管理する40

代の労働者が、6日に死亡したことが確認された。同じ日に、クパンで深夜・早朝の配送業務を行っていた同年輩の労働者も亡くなっているのが発見された。

クパンの九老1キャンプで「キャンプ・リーダー (CL)」として働いていたAさんが6日に死亡した。同僚のBさんは、「Aさんが退勤後に体調が悪くて救急車を呼んだが、心停止で、その日の夜に死亡したと知った」と話した。Aさんは昼間組に所属していた。公式の勤務時間は昼の12時から午後11時までだと判った。

Aさんの死因が明確でない中、同僚は、彼が長時間労働に苦しめられていたと主張した。Bさんは「管理職はキャンプの中で起きるあらゆることに対処する。」「退勤のチェックをした後でも、延長勤務をすることが少なくなかった」と話した。別のキャンプで配送業務を行なうCさんも「CLは業務の強度がととも高い」とし、「退勤チェックをした後も4～5時間は働くこともある」と話した。

クパン側は、死亡原因など正確な事実関係を把握中だとした。クパンの松坡1キャンプで深夜・早朝配送をしていたDさん(48)も、6日に死体で発見された。昨年初めてクパンに契約職として入社したDさんは、年末頃に正規職に転換され、月給は280万ウォンの水準だと判った。Dさんは日頃、配偶者に深夜労働の苦しさをしばしば訴えていたことが判った。2021年3月8日 京郷新聞 チェ・



ミンジ、オ・ギョンミン記者

■裁判所「肺がんの環境美化員、地方自治体に損害賠償義務」

20年以上もディーゼル排気ガスのような物質にばく露しながら働いて、肺がんに罹った環境美化員に対し、地方自治体に損害賠償義務があるという裁判所の決定が出た。

民主労総法律院・光州事務所によれば、順天市の環境美化員として働いている間に肺がんと診断された労働者のAさんと、Bさんの遺族が順天市に損害賠償を請求した事件で、光州地法・順天支院が損害賠償責任を認める趣旨の和解勧告決定を1月14日に行った。順天市は異議を提起せず、2月16日に確定した。順天支院の和解勧告は「損害賠償請求訴訟を提起した環境美化員のAさんには1200万ウォンを、Bさんの遺族には1500万ウォンを、順天市が支給せよ」という内容。

Aさんは1990年に環境美化員として採用され、2017年に原発性肺がんと診断され、治療中だ。Bさんは1996年に採用され、やはり2017年に原発性肺がんとされ、闘病中に亡くなった。

AさんとBさんは昨年1月、勤労福祉公団から産業災害を認められている。公団はAさんとBさんが、それぞれ27年1ヶ月と20年4ヶ月間、車輛搭乗・廃棄物回収、道路周辺のゴミ清掃などの業務を行い、肺がん誘発物質であるディーゼルエンジンの燃焼物質に長期間ばく露したと認めた。結晶型硝子ケイ酸と石綿にも間欠的にばく露した事実も認めた。2021年3月11日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者 (翻訳：中村猛)

前線から

造船所での倒壊事故

愛 媛

尾道と今治を結ぶしまなみ海道の島々では昔から造船業が盛んである。今回訪れた事業所は大三島にある今治造船の下請で、倒壊による労災事故が発生した現場である。

事故の概要は、技能実習生が船体ブロックに部材を溶接する作業中、当該船体ブロックが倒れてきて下敷きになった際、右足を挟まれて負傷し、骨折だけではなく血管も損傷し、膝上から切断せざるをえなくなったというものである。愛媛県の造船業では令和元年度の労災事故のうち、1割は「崩壊・倒壊」と呼ばれる事故であり、同年度の死亡災害事例でも「鉄板の部材を船体ブロックに取り付けるため、当該部材の両側をレバーブロックで船体ブロックに固定し溶接位置を決める作業中、被災者に部材が倒れた（40代・男性）」というものと「船体ブロックの部材を仮置きし、部材の溶接作業を行っ

ていたところ、設置位置がずれていたため、調整を行っていたとき、被災者に当該部材が倒れた（40代・男性）」というものが報告されている。船舶は巨大な建造物であるから、「墜落・転落」、「飛来・落下」など高所作業に伴う危険が多いが、部材の倒壊も死につながるのである。

今回の事故は、長さ17mと長い鉄板であったが、高さは1.1mと背丈より低かった。これに同じ長さの平板を立ったまま溶接していくのであるが、取り

付ける側の鉄板自体には補強材が付いていて、これが足のように地面についているし、手で揺らしてみても動かなかったので倒れることはない安心して溶接作業を始めたようである。しかし、本来であれば、船体ブロックの組立時には、ブロック倒壊防止のためにワイヤロープなどで捕縛・固定しなくてはならない。事業所の社長によると、溶接の熱で鉄板がたゆんだのではないかという。作業開始時には動かなかったとしても、溶接をしているうちに被災者側にたゆみはじめ、限界に達したところで倒壊した、と考えられるのである。そのようなことが社長に想像がつくのは長く作業をしてきたからこそで



負傷の原因となった船体ブロック

あり、そういうことこそ技能実習生には伝えていってもらいたかったところである。

この事業所では、実習生以外にも外国人造船就労者受入事業に基づく外国人材も受け入れている。日本人

従業員もいるものの、溶接作業は外国人労働者に任せていた。技能実習制度の使い方としては正しいやり方であり、職場の雰囲気も良かっただけにたいへん悔やまれる事故であった。

説明を受けることとなり、一端退院した、という内容であった。

7月初旬再入院、第1回目の抗がん剤治療が始まった。7月25日に抗がん剤治療が一端終了し退院することになったが、退院した翌日に自宅で転倒し、腰部を骨折して再び入院となった。実は、退院した翌日26日に自宅において、当時の建設関係の業務内容について何うこととなっていた。そして折しも、新型コロナウイルスの関係で病院での面会ができず、石綿ばく露との密接な関係がある建設関連（電気工事）の会社と連絡を取ってもらい、当時の仕事内容と石綿ばく露に関して状況の聞き取りと労災申請に当たったの協力要請を行った。協力を取り付けたものの本人から全く聞き取りができない日々が続く一方、親族が集まり父親の今後の治療について話し合いが持たれていた。実は、1回目の抗がん剤治療の副作用が強く体力的にも精神的にも耐えられない旨の意思を本人が家族に伝えたため、急遽、親族会議が開催され、結論としては、抗がん剤治療は行わないこ

建設関連労働者の石綿健康被害、中皮腫で労災認定

大阪

2020年7月、関西労働者安全センターに1本の電話が掛かってきた。

内容は、自身の父親の病気についてであった。同年6月に悪性胸膜中皮腫と診断され、知らない病名に、どういう治療をするのか何もわからない状態で、インターネット等を調べてみると、深刻な病気であることと石綿ばく露が関係していることがわかった。さらに相談する所を探して検索して、関西労働者安全センターを見つけて電話をかけた。電話で簡単に相談内容を伺ったが、後日お会いすることを約束しひとまず電話を切った。

同年7月10日相談者と面談し、詳しく内容を伺っ

てみると、父親は以前より定期的に通院していたクリニックでの健康診断の際、血便が発見され、検査のために別の病院を紹介された。その際にあまりに呼吸の乱れが酷いことから検査を実施した病院からK病院の呼吸器内科を紹介され受診したところ、右肺に胸水があり、そのまま入院することとなった。病名や原因が不明なまま4月26日まで入院し、主治医より詳しい検査を指示され、PET検査と肺の生検を行うことになり、関連病院のS病院で精密検査を実施した。

K病院に戻って検査結果報告を受け、6月1日に胸膜悪性中皮腫と診断されて、今後の治療方針も含め

と（延命治療のみ）になり、その旨、主治医に相談したところ、病院は患者の治療するのが目的であり、治療を行わないのなら入院させられないとのことで、家族はホスピスの紹介を主治医及び病院側に依頼した。

同年8月初旬に吹田市のホスピスへ転院、一方で、労災申請のすべての種類がそろったため、8月20日北大阪労働基準監督署へ労災申請を行った。

しばらく平素な日々が続いていたが、9月中旬、私に電話が掛かってきた。何か悪い予感を感じながら電話を取ったが、「昨日、父親が亡くなりました。」と

涙声で報告があった。私は、まだ必要な手続きがありますが、葬儀等で忙しいでしょうから、少し落ち着いてから連絡をください、と電話を切った。

10月初旬に、再び電話が入り、埋葬費の件と特別遺族一時金の請求の説明をし、必要書類の準備を依頼した。その後書類が整い北大阪労働基準監督署へ請求を行い、すべての手続きが終了した。

労災の決定の通知が来るのをやきもきしながら待っていたところ、年が変わり2021年2月初旬、家族より電話が入り、認定されたと報告を受けた。患

者・遺族が救済されたことに安堵した。今、少し振り返ってみると、大阪府下には13の労働基準監督署があるが、石綿関連疾患は大阪労働局が一括管理・処理することになっており、早期救済ができるのか疑問を感じている。ましてや、職員の員数や繁忙等また、新型コロナウイルス等で調査も中々進まない状況で、今回のケースも申請から認定まで約8ヶ月の期間を要した。被災者救済の立場を重んじるのであれば、早急な対策を講じて早期認定が望まれるところである。（事務局：林繁行）



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

3月の新聞記事から

3/1 2019年7月、北海道標津町職員の鈴木雄大さん(24)が過重業務などの末に自殺した問題で、公務災害と認定された。2月15日付。遺族は、公務災害認定を受け、再発防止に向けた全体像解明のため提訴する方針。

姫路市議(54)が市職員に威圧的な言動をしたとされる問題で、市議に対し、今後こうした言動を繰り返さないよう発した姫路市の警告は、法的根拠を欠き、社会的評価を低下させたなどとして、市議が市を相手取り3300万円の損害賠償を求める訴えを起こした第1回口頭弁論が、神戸地裁姫路支部で開かれた。姫路市は2020年11月、市議の言動が市職員倫理条例の「不当要求行為」に該当するとして、市議に対し警告書を出し、姫路市議会の百条委員会は2月、「パワーハラスメント」にもあたると認定、3月4日の本会議で、議員に対する辞職勧告決議案を提出する見込み。

3/10 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室で月間最長378時間に及ぶ残業が判明し、所管する西村康稔経済再生担当相は謝罪に追い込まれた。西村氏が経済界に厳しい口調でテレワークを要請する一方、推進室は昨年11月から今年1月の平日に一人もテレワークをしていなかった。推進室職員の超過勤務は今年1月に最長378時間、昨年12月は320時間、同11月は197時間だった。1月は102人の全職員平均でも122時間に達した。

3/11 三菱電機の20代の男性新入社員が2019年8月に自殺した問題で、仕事のストレスにより精神障害を発症したのが原因として、尼崎労働基準監督署が労災認定していた。認定は2月26日付。男性は19年4月に入社。同年7月、尼崎市の職場に配属され、翌8月に自殺した。兵庫県警が19年11月、教育主任の男性社員を自殺教唆容疑で書類送検したが、神戸地検は昨年3月、嫌疑不十分で不起訴にした。17日、三菱電機は社長ら3人の役員報酬を減額する処分を発表し、当時の同僚らの懲戒処分を既に実施したとし、職場風土の改革プログラムなど再発防止の取り組みを進めるとしている。

3/12 厚生労働省は衆院厚労委員会で、今年1月に月80時間以上の残業を強いられた本省勤務職員が、398人いたと明らかにした。緊急事態宣言再発令などへの対応や、通常国会への準備が重なったとみられる。

3/15 東芝子会社「東芝デジタルソリューションズ」(川崎市)の社員でシステムエンジニアの安部真生さん(30)が2019年に自殺したのは、長時間労働により精神障害を発症したのが原因として、川崎南労働基準監督署が労災認定していた。昨年12月17日付。安部さんは19年6月ごろ、厚労省のシステム開発を担当。同10月以降、業務が安部さんに集中して過重な負担がかかり、11月に自殺。亡くなる直前1カ月間の時間外労働は103時間。

ソニーの45歳の男性社員が2018年、駐在先のアラブ首長国連邦で突然死したのは長時間労働が原因として、三田労働基準監督署が労災認定していた。今年2月26日付。男性は07年入社。15年11月にドバイへ赴任し、18年1月、日本出張から戻った約10日後、心臓性突然死した。労基署は、発症前3カ月間の時間外労働は月平均79時間53分と認定。「月80時間」におおむね該当すると評価した。

2011年3月に福岡県の20代の男性社員が自殺したのは、勤務先でのパワーハラや長時間労働が原因だ

として、遺族が労災と認めなかった福岡中央労働基準監督署の処分取り消しを国に求めた訴訟の判決で、福岡地裁が、上司のパワーハラや長時間労働が原因の労災と認め、処分を取り消していた。12日付け。男性は09年4月に福岡県の建設会社に入社。上司の部長から人格を否定するような発言を受けた。自殺直前の11年2~3月の1カ月間の残業は109時間。

3/19 西日本高速道路(NEXCO西日本)の男性社員(34)が2015年に過労でうつ病を患い自殺した問題で、神戸地検は、業務上過失致死容疑で告訴された元上司ら8人を再び不起訴とした。不起訴処分は3月11日付。

3/22 入社2年目の男性(25)が寮近くの雑木林中で自死したことをめぐり、男性の両親が、会社側に約9700万円を求めて、東京地裁に提訴した。男性は被告企業に入社2年目の2015年4月に、上司からの引き継ぎで仕事が増え、以前患っていた精神疾患が再発。休職して復帰したが、勤務態度を叱責されるなどし、上司から懲戒解雇か、諭旨退職かを選択するように迫られた。男性は退職届を提出後、行方不明となり自死した。

3/23 職場の上司から同性愛者だとアウトティングされ、精神疾患になったと訴えた男性が、東京都豊島区に対し申し立てを行っていた問題で、区は多様な性自認・性的指向に関する対応指針の改訂などの措置を決定し、公表した。豊島区は男女共同参画推進条例で、性別などによる差別や人権侵害を禁止し、性自認や性的指向を本人の同意なく公表する「アウトティング行為」をしてはならない、と盛り込んでいる。男性は2020年6月、豊島区に対し、条例に基づく申し立てを行った。

3/25 厚生労働省は、テレワークを導入する際の注意点をまとめた新たなガイドライン(指針)を全国の労働局に通知した。人事評価に関しては、出勤者だけを高評価したり、在宅勤務中に時間外のメールを見ないといった理由で低評価したりするのは不適切と明示。新入社員や転職直後の社員は業務に不慣れなため、コミュニケーションが取れるよう配慮を求めた。

3/26 政府は、組織に所属しないフリーランスとして働く人向けの保護指針を公表した。原則は個人事業主として扱い、取引先による一方的な報酬減額や返品は独占禁止法の「優越的な地位の乱用」や下請法違反となると明記した。働く場所や時間を指示されるなど労働者と同じ働き方と判断される場合に限り、最低賃金などの労働関連法令が適用されるとの考え方も提示。

厚生労働省の元職員の男性(33)が2017年にうつ病を発症したのは、当時の上司から職場で暴言を繰り返すパワーハラを受けたのが原因として、今月2日に公務災害と認定されていた。上司は職場で被害相談に乗る「パワーハラ相談員」だったという。厚労省側は上司を近く懲戒処分する見通し。

1995年の阪神・淡路大震災後、明石市職員としてがれきの収集業務に従事し、悪性腹膜中皮腫で死亡した男性(49歳2013年死亡)の妻が、業務中のアスベスト吸引による公務災害を認めなかった地方公務員災害補償基金の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁は「震災の影響を正しく評価していない」などとして処分を取り消した。震災復旧に携わった公務員について、アスベスト被害の公務災害を認めた司法判断は初。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259